

令和6年

第9回教育委員会会議

報告第4号

秋田県教育委員会

報告第4号

議会の議決を経るべき教育関係議案に対する意見についての専決処分報告

議会の議決を経るべき教育関係議案に対する意見について、秋田県教育委員会の事務委任及び臨時代理等に関する規則（昭和31年秋田県教育委員会規則第10号）第4条第1項の規定により専決処分を行ったので、同条第2項の規定に基づき教育委員会に報告し、その承認を求めるものとする。

令和6年6月24日

秋田県教育委員会教育長 安田浩幸

理 由

議会の議決を経るべき教育関係議案に対する意見について、教育委員会を開くいとまがなく専決処分を行ったので、これについて教育委員会に報告し、その承認を求めるものである。

報告第 4 号参考資料

専 決 処 分 書

秋田県教育委員会の事務委任及び臨時代理等に関する規則(昭和31年秋田県教育委員会規則第10号)第4条第1項の規定に基づき、議会の議決を経るべき教育関係議案に対する意見について専決処分する。

令和6年6月10日

秋田県教育委員会教育長 安 田 浩 幸

議会の議決を経るべき教育関係議案に対する意見について

令和6年6月6日付け財-95により、次の議案について意見を求められたが、原案のとおり同意する。

- 1 令和6年度秋田県一般会計補正予算(第1号)(教育委員会に関する事項)
- 2 秋田県認定こども園の認定の要件に関する条例案
- 3 秋田県保育所の設備及び運営に関する基準を定める条例案
- 4 秋田県幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例案

教総————— 5 8 5

令和6年6月10日

秋田県知事 佐 竹 敬 久 様

秋田県教育委員会

教育長 安 田 浩 幸

(公印省略)

意見の聴取について (回答)

令和6年6月6日付け財-95で照会のあったことについては、原案のとおり同意します。

担 当

教育庁総務課

企画チーム 山崎

内線 5 1 1 2

令和6年6月6日

秋田県教育委員会

教育長 安田 浩 幸 様

秋田県知事 佐竹 敬久

(公 印 省 略)

意見の聴取について (照会)

令和6年秋田県議会第1回定例会(6月議会)に次の議案を提出する予定ですので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により貴委員会の意見を聴取します。ついては、6月11日(火)までに回答してください。

- 1 令和6年度秋田県一般会計補正予算(第1号)(教育委員会に関する事項)
- 2 秋田県認定こども園の認定の要件に関する条例案
- 3 秋田県保育所の設備及び運営に関する基準を定める条例案
- 4 秋田県幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例案



担 当 : 総務部財政課

調整・予算第一チーム 細谷

電 話 : 018-860-1105

令和6年度補正予算内容説明書

一般会計

教育庁総務課施設整備室
(単位：千円)

番号	科目名	事業	業名	予算額	財源		内訳	備考
					特定	一般		
10	教育費			41,789			41,789	
4	高等学校費			41,789			41,789	
5	学校建設費			41,789			41,789	
		建設事業周辺家屋調査 事業費	01 建設事業周辺家屋調査事業	41,789			41,789	能代科学技術高等学校整備事業に伴う周辺家屋への 影響調査に要する経費
	合計			41,789			41,789	

令和6年度補正予算内容説明書

一般会計

幼保推進課
(単位：千円)

番号	科目名	事業	業名	予算額	財源		内訳	備考
					特定	一般		
10	教育費			162	財	162		
1	教育総務費			162	財	162		
4	教育指導費			162	財	162		
		教育振興費	01 子育て支援等臨時対策基金積立金	162	財	162		運用益の増加による基金の積立に要する経費
	合計			162	財	162		

令和6年度補正予算内容説明書

一般会計

義務教育課
(単位：千円)

番号	科目名	事業	業名	予算額	財源		備考
					特定	内訳一般	
10	教育費			20,126	国 財 計	20,000 126 20,126	
1	教育総務費			20,126	国 財 計	20,000 126 20,126	
4	教育指導費			20,126	国 財 計	20,000 126 20,126	
		学校指導費	01 公立学校情報機器整備臨時対策基金 積立金	126	財	126	運用益の増加による基金の積立に要する経費
			02 校務支援システム共同利用推進事業	20,000	国	20,000	統合型校務支援システムの活用研修及び導入支援等に要する経費
	合計			20,126	国 財 計	20,000 126 20,126	

令和 6年度補正予算内容説明書
(行政組織の改正等に伴う組替補正)

一般会計

高校教育課
(単位：千円)

番号	科目名	事業	業名	予算額	財源内訳		備考
					特定	一般	
	高校教育課			△28,792	△14	△28,778	高校教育課全国高等学校総合文化祭推進室へ
	高校教育課全国高等学校総合文化祭推進室			28,792	14	28,778	高校教育課から

令和6年度補正予算内容説明書

一般会計

高校教育課
(単位：千円)

番号 款項目	科目名	事業	業名	予算額	財源内訳		備考
					特定	一般	
10	教育費			△28,792	△14	△28,778	
1	教育総務費			△2,792	△14	△2,778	
3	教職員人事費			△2,792	△14	△2,778	
		人事管理費	01 教職員人事事務費	△2,792	△14	△2,778	組織組替等による (高校教育課全国高等学校総合文化祭推進室へ)
4	高等学校費			△26,000		△26,000	
2	高等学校管理費			△26,000		△26,000	
		学校運営費	01 全国高等学校総合文化祭あきた大会 開催事業	△26,000		△26,000	組織組替等による (高校教育課全国高等学校総合文化祭推進室へ)
	合計			△28,792	△14	△28,778	

令和6年度補正予算内容説明書
(行政組織の改正等に伴う組替補正)

一般会計

高校教育課全国高等学校総合文化祭推進室
(単位：千円)

番号	科目名	事業	業名	予算額	財源		備考
					特定	内一般	
	高校教育課全国高等学校総合文化祭推進室			28,792 諸	14	28,778	高校教育課から
	高校教育課			△28,792 諸	△14	△28,778	高校教育課全国高等学校総合文化祭推進室へ

令和6年度補正予算内容説明書

高校教育課全国高等学校総合文化祭推進室
(単位：千円)

一般会計

番号	科目名	事業	業名	予算額	財源		内訳	備考
					特定	一般		
10	教育費			28,792	諸	14	28,778	
1	教育総務費			2,792	諸	14	2,778	
3	教職員人事費			2,792	諸	14	2,778	
		人事管理費	01 教職員人事事務費	2,792	諸	14	2,778	組織代替等による (高校教育課から)
4	高等学校費			26,000			26,000	
2	高等学校管理費			26,000			26,000	
		学校運営費	01 全国高等学校総合文化祭あきた大会 開催事業	26,000			26,000	組織代替等による (高校教育課から)
	合計			28,792	諸	14	28,778	

令和6年度補正予算内容説明書

一般会計

生涯学習課
(単位：千円)

番号	科目名	事業	業名	予算額	財源		内訳	備考
					特定	一般		
10	教育費			18	財	18		
6	社会教育費			18	財	18		
4	芸術文化振興費			18	財	18		
		芸術文化振興事業費	01 秋田県美術品取得基金積立金	18	財	18		運用益の増加による基金の積立に要する経費
	合計			18	財	18		

議案第 号

秋田県認定こども園の認定の要件に関する条例案

秋田県認定こども園の認定の要件に関する条例

秋田県認定こども園の認定の要件に関する条例（平成十八年秋田県条例第七十九号）の全部を改正する。

（趣旨）

第一条 この条例は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号。次条及び第三条において「法」という。）第三条第一項及び第三項の規定に基づき、認定こども園（幼保連携型認定こども園を除く。）の認定の要件を定めるものとする。

（用語）

第二条 この条例において使用する用語は、法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第三条第二項及び第四項の規定に基づき内閣総理大臣及び文部科学大臣が定める施設設備及び運営に関する基準（平成二十六年内閣府・文部科学省・厚生労働省告示第二号。次条において「基準告示」という。）において使用する用語の例による。

（認定の要件）

第三条 法第三条第一項の条例で定める要件は、同条第二項各号に掲げる基準及び基準告示（基準告示の改正に係る経過措置に関する規定を含む。）に定める基準をもって、その要件とする。この場合において、基準告示第八の九中「しなれば」とあるのは、「するよう努めなければ」とする。

2 法第三条第三項の条例で定める要件は、同条第四項各号に掲げる基準及び基準告示（基準告示の改正に係る経過措置に関する規定を含む。）に定める基準をもって、その要件とする。この場合において、基準告示第八の九中「しなれば」とあるのは、「するよう努めなければ」とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和六年六月 日提出

秋田県知事 佐 竹 敬 久

理 由

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第三条第二項及び第四項の規定に基づき内閣総理大臣及び文部科学大臣が定

める施設の設備及び運営に関する基準（平成二十六年内閣府・文部科学省・厚生労働省告示第二号）の一部改正により、認定こども園の認定の要件について所要の規定の整備を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

秋田県認定こども園の認定の要件に関する条例案要綱

1 改正理由

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第三条第二項及び第四項の規定に基づき内閣総理大臣及び文部科学大臣が定める施設の設定及び運営に関する基準（平成26年内閣府・文部科学省・厚生労働省告示第2号）の一部改正により、認定こども園の認定の要件について所要の規定の整備を行う必要がある。

2 内容

- (1) 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第三条第二項及び第四項の規定に基づき内閣総理大臣及び文部科学大臣が定める施設の設定及び運営に関する基準（同告示の改正に係る経過措置に関する規定を含む。）に定める基準をもって、認定こども園の認定の要件とすることとする。（第3条関係）
- (2) (1)の場合において、認定こども園は、その建物又は敷地の公衆の見やすい場所に、当該施設が認定こども園である旨の表示をするよう努めなければならないこととする。（第3条関係）
- (3) その他所要の規定の整備を行うこととする。

3 施行期日

この条例は、公布の日から施行することとする。

議案第 号

秋田県保育所の設備及び運営に関する基準を定める条例案

秋田県保育所の設備及び運営に関する基準を定める条例

秋田県保育所の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成二十四年秋田県条例第九十三号）の全部を改正する。

（趣旨）

第一条 この条例は、児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第四十五条第一項の規定に基づき、保育所の設備及び運営に関する基準を定めるものとする。

（用語）

第二条 この条例において使用する用語は、児童福祉法及び児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和二十三年厚生省令第六十三号。次条において「基準省令」という。）において使用する用語の例による。

（設備及び運営に関する基準）

第三条 保育所の設備及び運営に関する基準は、次条に定めるもののほか、基準省令（基準省令の改正に係る経過措置に関する規定を含む。）に定めるものをもって、その基準とする。この場合において、基準省令第六条第一項中「これに対する不断の注意と訓練をするように努めなければ」とあるのは「定期的に避難訓練、消火訓練その他必要な訓練を行わなければ」と、基準省令第十条第二項中「実施するよう努めなければ」とあるのは「実施しなければ」と、基準省令第三十二条第五号中「、調理室」とあるのは「、医務室、調理室」とする。

（事故発生時の対応）

第四条 保育所は、入所している児童の処遇により事故が発生した場合は、直ちに、必要な措置を講ずるとともに、県、市町村、当該入所している児童の家族等に連絡をしなければならない。

2 保育所は、前項の事故の状況及び同項の規定により講じた措置について記録しなければならない。

3 保育所は、入所している児童の処遇により賠償すべき事故が発生した場合は、その損害の賠償を速やかにしなければならない。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

(検討等)

2 知事は、保育所における保育の質の向上を図るため、保育所の設備及び運営に関する基準について検討を加え、当該基準の改廃を立案しようとするときは、あらかじめ、秋田県社会福祉審議会の意見を聴くものとする。

(秋田県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

3 秋田県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例(令和六年秋田県条例第十五号)の一部を次のように改正する。

第三条中「規定(第三十三条第二項を除く。)」とあるのは「秋田県保育所の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成二十四年秋田県条例第九十三号。第十七条第二項を除く。)」の規定を「とあるのは「秋田県保育所の設備及び運営に関する基準を定める条例(令和六年秋田県条例第九号)第三条の規定によりその定めるものをもって基準とすることとされるこの府令中保育所に関する」に改める。

令和六年六月 日提出

秋田県知事 佐竹敬久

理由

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準及び家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部を改正する内閣府令(令和六年内閣府令第十八号)による児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭和二十三年厚生省令第六十三号)の一部改正により、保育所の設備及び運営に関する基準について所要の規定の整備を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

秋田県保育所の設備及び運営に関する基準を定める条例案要綱

1 改正理由

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準及び家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部を改正する内閣府令（令和6年内閣府令第18号）による児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）の一部改正により、保育所の設備及び運営に関する基準について所要の規定の整備を行う必要がある。

2 内容

- (1) (3)に定めるもののほか、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（同令の改正に係る経過措置に関する規定を含む。）に定めるものをもって、保育所の設備及び運営に関する基準とすることとする。（第3条関係）
- (2) (1)の場合において、保育所は、非常災害に関する具体的な計画を立て、定期的に避難訓練、消火訓練その他必要な訓練を行わなければならないこととし、保育所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施しなければならないこととし、満2歳以上の幼児を入所させる保育所が設けることとする設備に医務室を加えることとする。（第3条関係）
- (3) 保育所は、入所している児童の処遇により事故が発生した場合は、直ちに、必要な措置を講ずるとともに、県、市町村、当該入所している児童の家族等に連絡しなければならないこととする。（第4条関係）
- (4) その他所要の規定の整備を行うこととする。

3 施行期日等

- (1) この条例は、公布の日から施行することとする。
- (2) 知事は、保育所における保育の質の向上を図るため、保育所の設備及び運営に関する基準について検討を加え、当該基準の改廃を立案しようとするときは、あらかじめ、秋田県社会福祉審議会の意見を聴くものとする。
- (3) 秋田県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（令和6年秋田県条例第15号）について所要の規定の整理を行うこととする。

秋田県保育所の設備及び運営に関する基準を定める条例案新旧対照表
 秋田県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正（附則第三項による改正）

新	旧
<p>（設備及び運営に関する基準）</p> <p>第三条 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準は、次条に定めるもののほか、基準省令（基準省令の改正に係る経過措置に関する規定を含む。）に定めるものをもって、その基準とする。この場合において、基準省令第十条第二項中「実施するよう努めなければ」とあるのは「実施しなければ」と、基準省令第二十条第一号中「及び相談室」とあるのは「、相談室及び調理設備」と、基準省令第三十条第一項中「保育所に関する」とあるのは「秋田県保育所の設備及び運営に関する基準を定める条例（令和六年秋田県条例第 号）第三条の規定によりその定めるものをもって基準とすることとされるこの府令中保育所に関する」とする。</p>	<p>（設備及び運営に関する基準）</p> <p>第三条 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準は、次条に定めるもののほか、基準省令（基準省令の改正に係る経過措置に関する規定を含む。）に定めるものをもって、その基準とする。この場合において、基準省令第十条第二項中「実施するよう努めなければ」とあるのは「実施しなければ」と、基準省令第二十条第一号中「及び相談室」とあるのは「、相談室及び調理設備」と、基準省令第三十条第一項中「保育所に関する規定（第三十三条第二項を除く。）」とあるのは「秋田県保育所の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成二十四年秋田県条例第九十三号。第十</p> <p>七条第二項を除く。）の規定」とする。</p>

議案第 号

秋田県幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例案

秋田県幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例

秋田県幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成二十六年秋田県条例第一百十号）の全部を改正する。

（趣旨）

第一条 この条例は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号。次条において「法」という。）第十三条第一項の規定に基づき、幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定めるものとする。

（用語）

第二条 この条例において使用する用語は、法及び幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準（平成二十六年内閣府・文部科学省・厚生労働省令第一号。次条において「基準省令」という。）において使用する用語の例による。

（学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準）

第三条 幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準は、基準省令（基準省令の改正に係る経過措置に関する規定を含む。）に定めるものをもって、その基準とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和六年六月 日提出

秋田県知事 佐 竹 敬 久

理 由

幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準の一部を改正する命令（令和六年内閣府・文部科学省令第一号）の施行により、幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準について所要の規定の整備を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

秋田県幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例案要綱

1 改正理由

幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準の一部を改正する命令（令和6年内閣府・文部科学省令第1号）の施行により、幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準について所要の規定の整備を行う必要がある。

2 内容

- (1) 幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準（平成26年内閣府・文部科学省・厚生労働省令第1号）（同令の改正に係る経過措置に関する規定を含む。）に定めるものをもって、幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準とすることとする。（第3条関係）
- (2) その他所要の規定の整備を行うこととする。

3 施行期日

この条例は、公布の日から施行することとする。

令和6年度6月補正予算の概要

1 教育委員会関係補正予算の規模

現 計 予 算 額	1, 0 6 0 億 8, 1 7 9 万 4 千円
今 回 補 正 額	6, 2 0 9 万 5 千円
補 正 後 の 予 算 額	1, 0 6 1 億 4, 3 8 8 万 9 千円

2 補正予算の主な内容

(単位:千円)

(1) 総務課施設整備室

- 建設事業周辺家屋調査事業 41, 789
 能代科学技術高等学校整備事業完了に伴い、周辺家屋への影響調査を実施 (⊖41, 789)
 する。
 ・ 建築物 32棟

(2) 義務教育課

- 校務支援システム共同利用推進事業 20, 000
 本年度から運用を開始した統合型校務支援システムについて、市町村教育 (⊕20, 000)
 委員会に対して活用・導入支援等を行う。
 ・ 事業内容 導入に要する初期対応等の支援
 活用研修の実施 等

(3) 幼保推進課・義務教育課・生涯学習課

- 基金の定期預金預け替えに伴う増額補正 306
 定期預金金利引き上げ等による基金運用益の増加により、運用益を基金に (⊕306)
 積み立てるための積立金予算が不足することから、増額補正を実施する。
 ・ 対象となる基金及び補正予算額
- ① 【幼保推進課】
 子育て支援等臨時対策基金積立金 162 (⊕ 162)
 - ② 【義務教育課】
 公立学校情報機器整備臨時対策基金積立金 126 (⊕ 126)
 - ③ 【生涯学習課】
 秋田県美術品取得基金積立金 18 (⊕ 18)

(4) 高校教育課・高校教育課全国高等学校総合文化祭推進室

- 行政組織の改正等に伴う組替補正
 高校教育課から高校教育課全国高等学校総合文化祭推進室へ28, 792千円を移管

※補足説明：財源について

- ⊕ 国庫支出金 (国庫負担金、国庫補助金、国庫委託金等)
- ⊕ 財 産 収 入
- ⊖ 一 般 財 源

3 補正予算を除く6月議会提出案件

(1) 条例案

- ・秋田県認定こども園の認定の要件に関する条例案

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第三条第二項及び第四項の規定に基づき内閣総理大臣及び文部科学大臣が定める施設の設備及び運営に関する基準の一部改正により、認定こども園の認定の要件について所要の規定の整備を行う必要がある。

- ・秋田県保育所の設備及び運営に関する基準を定める条例案

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準の一部改正により、保育所の設備及び運営に関する基準について所要の規定の整備を行う必要がある。

- ・秋田県幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例案

幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準の一部を改正する命令の施行により、幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準について所要の規定の整備を行う必要がある。

令和6年度教育委員会関係補正予算 現計予算との比較

(単位：千円)

【歳出・主管課別】 ※補正予算内容説明書に記載の各課室所管全事業費合計

区分	補正前予算額 (A)	今回補正額 (B)	補正後予算額 (A+B)
総務課	1,877,672		1,877,672
総務課施設整備室	5,909,867	41,789	5,951,656
教職員給与課	81,299,463		81,299,463
幼保推進課	6,804,129	162	6,804,291
義務教育課	967,695	20,126	987,821
高校教育課	5,680,750		5,680,750
特別支援教育課	1,135,376		1,135,376
生涯学習課	1,114,834	18	1,114,852
生涯学習課文化財保護室	595,468		595,468
保健体育課	264,097		264,097
福利課	432,443		432,443
歳 出 合 計	106,081,794	62,095	106,143,889

【歳出・目的別】 ※教育委員会所管全事業費を行政目的別に分類

款	項	補正前予算額 (A)	今回補正額 (B)	補正後予算額 (A+B)
3 民生費		6,507,504	0	6,507,504
	2 児童福祉費	6,507,504	0	6,507,504
10 教育費		99,564,290	62,095	99,626,385
	1 教育総務費	17,132,918	20,288	17,153,206
	2 小学校費	24,754,700		24,754,700
	3 中学校費	17,745,845		17,745,845
	4 高等学校費	25,741,295	41,789	25,783,084
	5 特別支援学校費	10,780,355		10,780,355
	6 社会教育費	3,066,025	18	3,066,043
11 災害復旧費		10,000	0	10,000
	4 文教施設災害復旧費	10,000		10,000
歳 出 合 計		106,081,794	62,095	106,143,889

【歳出・性質別】 ※教育委員会所管全事業費を国が定める支出の性質別に分類

区分	説明	補正前予算額 (A)	今回補正額 (B)	補正後予算額 (A+B)	
人件費	職員給与費、委員、非常勤職員報酬等	83,949,208		83,949,208	
物件費	旅費、物品購入費、通信連絡費、委託費、使用料等	4,630,502	61,579	4,692,081	
その他行政経費	扶助費	就学奨励費、奨学のための給付金等	2,301,078		2,301,078
	補助費等	市町村・民間団体等への補助金、謝礼金等	8,525,652	210	8,525,862
	積立金	基金会計への積立金	387	306	693
	貸付金	貸付金	504		504
	小計		10,827,621	516	10,828,137
維持補修費	県有施設（教育機関、県立学校等）の維持補修費	131,673		131,673	
補助投資事業費	国庫補助を伴う施設整備費又は施設整備費補助金等	505,781		505,781	
単独投資事業	県単独の施設整備費又は施設整備費補助金等	6,027,009		6,027,009	
災害復旧事業費	施設設備の災害復旧費	10,000		10,000	
歳 出 合 計		106,081,794	62,095	106,143,889	